包括外部監査結果に係る措置状況報告書 【平成24年度子育で支援に係る財務事務について】

(平成27年3月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第8号 平成27年3月25日

 東大阪市監査委員
 森田正美

 同物
 直樹

 同鳥居善太郎
 塩田清人

包括外部監査の結果に基づく措置状況の公表について

平成24年度包括外部監査の結果に関し、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により別紙のとおり公表します。

包括外部監査の結果に基づく措置状況

1. 監査の種類

包括外部監査

2. 監査の対象

平成24年度監査テーマ 「子育て支援に係る財務事務について」

3. 監査結果に基づく措置状況

監査結果に基づく措置状況については別紙のとおり

凡例

編集の都合上、図表については、掲載を省略しています。

管理番号	[1]-(1)			
回答所属	子育て支援課			
項目	地域子育てスクラ	る事業		

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書79頁】

(1)事業精算書作成のための記載要領を作成すべき

各保育園(48施設)の事業精算書を閲覧したところ、補助金額(収入)と年間経費(支出)が同額となっている施設が散見された。通常、補助金額と年間経費が同額になることは考えられず、経費が補助金額を超過した場合は、収入側に自己資金を補填した額を記入する必要があり、また反対に経費が補助金額を下回った場合は、支出側に繰越額を記入する必要がある。

現状の事業精算書からでは収支状況の実態が確認できないため、<u>各保育園の当事業における収支状況の実態が確認できるように、事業精算書作成のための記載要領を作成する必要</u>があると考える(意見番号1)。

なお、当事業の事業者は保育園を経営している事業者が大半であり、保育園で勤務する職員が当事業を担当することが多いため、当事業に係る人件費を区分算定することが困難なケースもあると思われる。記載要領の作成に当たっては、人件費の算定方法等を明確にしたうえで、記載要領を作成することが望ましいと考える(意見番号2)。

•措置状況内容

【措置状況内容:平成26年9月末】

≪意見1≫(未措置)

これまでも口頭で指導してまいりましたが、平成26年度において記載要領を作成いたします。

≪意見2≫(未措置)

人件費の算定方法等については、27年度からの子ども・子育て支援新制度のもとで明確にしてまいります。

管理番号	[1]-(2)	
回答所属	子育て支援課	
項目	地域子育てスクラム事業	

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書79頁】

(2)	実績報	上書 の	(株式	を変	再す	ベキ

東大阪市民間保育所地域子育て支援事業補助金交付要綱において、相談事業については次のように規定されている。

当該相談事業は、他の事業とともに毎月、月別利用状況報告書が提出されることになっている。しかし、月別利用状況報告書の様式では、相談件数を記載する欄は設けられているが、別途定期的に開催する相談については実施日や実施内容を記載する欄が設けられておらず、実施状況を把握することができない。

実績報告書の様式と要綱が整合していない状況となっているため、定期的に開催した相談の実施状況が把握できるように実績報告書の様式を見直すべきである(意見番号3)。

年 温 井 江	内灾心	平成26年9	日本(性	署はなり
しず日 1日 4人 5年	M 44 : -	+ DY. / D + 3	H X 110	

相談事業の実施状況を把握できるように、平成26年度より実績報告書の様式を変更しました。

管理番号	[1] -(3)			
回答所属	子育て支援課			
項目	地域子育てスクラム	ム事業		

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書80頁】

(3) 月別利用状況報告書の提出期限を規定化し、継続的に監視を行うべき

毎月の利用状況は、月別利用状況報告書によって市へ報告されているが、現行の要綱においては、月別利用状況報告書の提出期限については規定されていない。現状では、月別利用状況報告書は、6月、10月、3月に数か月分がまとめて提出されているような状態となっている

園庭開放や出前保育などは、「月2回以上」といった条件のもとで補助金が増額されているが、これでは要綱どおりに当事業が行われているかを適時にチェックすることができない。 要綱どおりに行われていない場合、適時に改善指導が行えるにように、月別利用状況報告 書の提出期限を規定化し、継続的に監視・指導を行うべきである(意見番号4)。

·措置状況内容

【措置状況内容:平成26年9月末(措置済み)】

平成25年度より、月別利用状況報告書は2ヵ月ごとの年6回の提出とし、事業が要綱どおりに実施されているかチェックし確認しています。

管理番号	[1]-(4)	_
回答所属	子育て支援課	
項目	地域子育てスクラム事業	

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書80頁】

((4)	実施場	犬沢を	確認~	できろ	ようた	十十十	みを	構築す	-ベき

園庭開放や親子教室など、各事業の実施状況の確認については、実績報告書にて実施日、実施場所、参加者数を事後的に確認しているのみで、実際に開催されているかどうかの確認はなされていない。すべてのイベントについて、市の職員が現場に赴いて実施状況を確認することは困難と考えるが、年に数回不定期にチェックする、あるいは参加者からアンケートをとり、当該アンケート用紙を実績報告書に添付させる等して、事後的に実施状況を確認することは可能である。

実施状況については、実績報告書での確認のみとなっているため、実際に開催されたことが確認できるような仕組みを早急に構築すべきである(意見番号5)。

<u>·措置状況内容</u>

【措置状況内容:平成26年9月末(一部措置済み)】

園庭開放や親子教室の実施状況については、平成25年度より担当職員が園を訪問もしくは電話での確認を行うようにいたしました。

管理番号	[1]-(5)	_
回答所属	子育て支援課	
項目	地域子育てスクラム事業	

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書80頁】

(5) 現状を把握し、加入する保険に関するルールを策定すべき

当事業の中には、園外で行われる出前保育や、園内であっても日曜日に開催される園庭開放がある。これらのイベントにおいて事故が発生した場合、各保育所で加入している保険が、当事業を利用するすべての児童に対して適用されるかどうか、市はその実態を把握できていない。

万が一事故が発生した場合に、市としては最低限度の保険サービスが受けられるような体制 を整備しておく必要がある。まずは、速やかに現状を把握するとともに、当事業を利用するす べての児童に対して保険が適用されるよう加入する保険に関するルールを策定することが望 ましいと考える(意見番号6)。

•措置状況内容

【措置状況内容:平成26年9月末(一部措置済み)】

園内においての保険加入については確認するようにいたしましたが、ルールの必要性について検 討してまいります。

また、園外にて行われている出前保育等においては、親子での参加限定の事業であり、保護者が責任を持って参加していただく事業であることを利用者にも啓蒙しています。

管理番号	[1]-(6)	_
回答所属	子育て支援課	
項目	地域子育てスクラム事業	

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書80頁】

(6))相談事業につい	ハて情報の) 共有を図る	らべき
· •				J

現在、民間保育園において相談業務が行われているが、相談者の境遇や相談内容が個々の状況により異なるため、どういった対応がベストであるのかをそれぞれの保育園が単独で判断することは大変難しいと思われる。

相談内容によっては、他の保育園の相談対応者と協議したほうがよい事例や、専門機関に委ねたほうがよい事例などもあると考えられることから、相談事例や対処法について、公立保育所と民間保育園の関係者の間で情報を共有することは大変有意義であると考える。

現状では、様々な相談について各保育園それぞれで対応している状況にあるため、公立保育所と民間保育園が連携し、相談事業において連絡会議を設けるなどして情報の共有を図るべきである(意見番号7)。

•措直状況内容	• }	晋	重	状	沘	囚	谷
---------	-----	---	---	---	---	---	---

【措置状況内容:平成26年9月末(措置済み)】

公立保育所と民間保育園がより連携できるよう、子育て支援地域連携会議や子育て支援担当者 交流会などを開催し情報を共有するなど引き続き連携を図っております。

管理番号	[1]-(7)			
回答所属	子育て支援課			
項目	地域子育てスクラ	ム事業		

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書81頁】

(7)補助基準額が妥当であるかの検証を行うべき

補助金交付要綱の別表において、各事業の補助金額が次のように規定されている。 担当課に当該補助基準額の積算根拠について問い合わせたところ、「現在資料として残っていないが、人件費等その事業に係る時間から算出したと考えられる」とのことであった。 各事業の補助基準額の積算根拠が不明確な状態となっているため、各事業において現状の補助基準額が妥当であるかの検証を行い、現状に見合わない場合は速やかに補助基準額を変更すべきである(意見番号8)。

また、補助金額の積算根拠資料を保存していない場合、そもそも何を基準として補助金額を設定したのかがわからず、補助金額の見直しが困難となるため、<u>今後補助金額を変更した場合は、</u>積算根拠資料を適切に保存しておくべきである(意見番号9)。

<u>·措置状況内容</u>

【措置状況内容:平成26年9月末】

≪意見8≫(一部措置済み)

平成26年度において補助事業であるため実績払いとする要綱に一部改正しました。 また、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の実施に向け、補助基準を含む制度全体も抜 本的に整理いたします。

≪意見9≫(未措置)

ご指摘のとおり、今後は算定資料の作成とともに適切に文書保存に努めてまいります。

管理番号	[1] -(8)	
回答所属	子育て支援課	
項目	地域子育てスクラム事業	

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書81頁】

(8)成果指標を設定し、毎期達成状況を把握すべき

月別利用状況報告書や実績報告書から、各保育所の利用状況を集計しているが、成果指標が設定されていない。

担当課に当事業の課題について質問をしたところ、「園庭開放の回数や参加人数及び相談事業等の回数にもバラつきがあるため、市のどの地域に住んでいても均等のサービスを受けられるようにすることである」との回答を得た。

こういった認識を持っているならば、所在地別の利用状況を成果指標として設定し、地域間格差をなくすための取組みを行い、毎期継続的に達成状況を把握する必要があると考える。 事業の成果や達成状況が不明瞭な状態となっているため、成果指標を設定し、毎期達成状況を把握すべきである(意見番号10)。

<u>·措置状況内容</u>

【措置状況内容:平成26年9月末(一部措置済み)】

平成26年度において要綱を改正し、各支援事業に対して成果指標として実施回数を設定しました。

達成状況についても毎期把握してまいります。

管理番号	[1]-(9)	_
回答所属	子育て支援課	
項目	地域子育てスクラム事業	

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書82頁】

(9)	地域間格差を是正すべき

下	記表のように	1、各実施事業	業につき、 市	ラ内リージョミ	ン地区の間	において保	育所が実施	する各
事業	の実施状況	の格差が見	受けられる。	相談事業は	こついては、	すべての保	?育所におい	ヽて実
施さ	れているもの	つの、出前保証	育について(は、市全体	において実	施回数が少	なく、また親	子教
室、占	出前保育、信	呆育所体験事	業について	ては、地域間	引において格	各差がある。	人員を確保	できな
い等	やむを得な	い理由もある	と考えるが、	格差の激し	しいところに	関しては、ま	ぎずは格差と	なって
いる	原因を突き	止め、地域間	格差を是正	するよう努力	力すべきで	ある(意見番	号11)。	

·措置状況内容 【措置状況内容:平成26年9月末(措置済み)】

地域においての児童数の格差はあり、民間園の希望による実施事業でありますが、市内全域にす べての子どもたちに公平公正に支援が行きとどくよう進めており、つどいの広場は平成24年度2ヶ 所、平成25年度1ヶ所、子育て支援センターは今まで公的施設のなかったE地域において1ヶ所開設 いたしました。

管理番号	[1]-(10)	
回答所属	子育て支援課	
項目	地域子育てスクラム事業	

包括外部監査による結果及び意見

【報告書84頁】

(10)補助金交付の趣旨に適う事業が行われるように指導する体制を構築すべき

東大阪市民間保育所地域子育て支援事業補助金の交付事務について、サンプルテストを 実施した結果、当初計画通りに実施されていないケースが2件発見された。 発見事項は次のとおりである。

上記2例とも、実際には事業を実施しているケースであるため、補助金の返還義務は発生していない。

しかし、補助金交付はいわゆる公費投入である。今回発見された事例は、補助金交付の趣旨を勘案すると、補助金交付の対象として適しているかどうか、補助の目的が達成できたのか、という点において疑問が残る。

今後は、計画通りの実績があったかどうかだけではなく、交付金の対象として相応しい実績 内容であるかどうかについても、検討すべきである。担当課によると、今回の発見事例は、どちらも事業としての宣伝が足りなかったとの反省があるため、今後は担当課も協力した上で当事業について広く周知する方法を模索していくことが必要である。また、補助金制度の趣旨に適う事業を行うように担当課が保育所に指導徹底していく事も必要である(意見番号12)。

【措置状況内容:平成26年9月末(措置済み)】

民間保育所地域子育て支援事業の広報は、市においても子育て情報としてパンフレットの作成やメルマガなどで情報配信し、広く利用者に情報が届くようにしています。補助金交付対象としての相応しい内容であるかについては、事業内容の指導も含めて、実施園と検討・協議の上、継続していくかの判断を促し、ご指摘の2園については適正に是正されました。

管理番号	[2]-(1)			
回答所属	子育て支援課			
項目	地域子育て支援	拠点事業(センタ	一型)	

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書85頁】

(1)地域間のネットワークをコーディネートする活動をより一層行うべき

子育て支援センターにおいて相談業務が行われているが、他の事業においても保育所やつどいの広場などで相談業務が行われており、相談業務に携わる関係者は相当数存在するものと思われる。

相談の内容によっては、他の子育て支援センターや保育所の相談対応者と協議したほうがよい事例や、家庭児童相談室や保健センターといった他の専門機関に委ねたほうがよい事例などもあると考えられることから、相談業務に携わる関係者の間で、相談事例や対処法について、情報を共有することは大変有意義であると考える。

これまで、地域連携会議において相談事例や対処法などが紹介されているとのことであるが、当該会議への出席は必須ではなく、また年7回(平成23年度実績)のみの開催となっている。したがって、地域連携会議だけでなく、市として各地域間のネットワークをコーディネートする活動を今後より一層行っていくべきであると考える(意見番号13)。

•措直状况内容

【措置状況内容:平成26年9月末(一部措置済み)】

各地域での子育て地域連携会議のネットワークと子育て支援課との連携により地域間の子育て支援のネットワークを図ってまいります。

管理番号	[2] -(2)		
回答所属	子育て支援課		
項目	地域子育て支援	拠点事業(センタ	一型)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書86頁】

(2)発注業務に関して工夫を行い、コスト削減に努めるべき

市において、子育て支援センターは、鴻池、荒本、長瀬、旭町に4施設存在するが、清掃、 警備、設備保守といった委託業務については、現在、それぞれの施設が個々別々に契約を 締結しているような状態である。

これまでこれらの委託業務について、4施設分を一括して発注した場合に、どれほどの金額になるのか、業者から見積もりをとったことがないとのことであった。

施設の管理コストに占める委託料の割合は大きく、管理コストの削減を図るうえで、委託料の 削減努力は必須である。<u>委託業務に関しては、それぞれの施設が個別に発注している状態に</u> あるため、発注業務に関して工夫を行い、コスト削減に努めるべきである(意見番号14)。

また、旭町子育て支援センターの隣は旭町庁舎となっており、施設が隣接しているような場合にも、発注業務に関して工夫を行うことは可能であると考える。上記の4施設に限らず、<u>市内の施設について、隣接している場合に一括発注が可能であるか否かも検討すべきである(意</u>見番号15)。

<u>·措置状況内容</u>

【措置状況内容:平成26年9月末】

≪意見14≫(未措置)

ご指摘いただいた件については、今後検討してまいります。

≪意見15≫(未措置)

ご指摘いただいた件については、関係部局とも協議し今後検討してまいります。

管理番号	[2]-(3)			
回答所属	子育て支援課			
項目	地域子育て支援	拠点事業(センタ	-型)	

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書86頁】

(3)システムを活用し、所在地別の利用状況を把握すべき

各子育て支援センターは、利用者管理システムにより利用状況を把握し、事業報告書にて 当該システムにより集計された利用者数を市に対して報告している。

事業報告書においては、自由来館、親子広場、育児相談といったメニューごとに利用者数が報告されているが、所在地別の利用状況については報告されていない。

各子育て支援センターにおいて使用されている利用者管理システムは、所在地別の利用状況を把握することが可能なシステムであるが、当該機能は使用されていない。

<u>地域間格差を是正するためにも、システムを活用し、所在地別の利用状況を把握すべきである</u>(意見番号16)。

供害非识	内容:平成26年9	日末(培置答ね)]

平成26年度より利用者管理システムを活用し、所在地別の利用状況について把握しています。

管理番号	[2]-(4)		
回答所属	子育て支援課		
項目	地域子育て支援	拠点事業(センタ	一型)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書86頁】

(4) 旭町庁舎の駐車場を有効活用すべき

旭町子育て支援センターには駐車場がなく、現状では、遠方の利用者は交通手段としてはバスを利用するしかないとのことである。

旭町子育て支援センターの隣は旭町庁舎となっており、この旭町庁舎には駐車場がある。しかし、子育て支援センターの利用者は、当該駐車場を利用することはできないこととなっている。

利用者からの要望も多いことから、当該駐車場に空車スペースがあるのであれば、時間制限 を設けるなどして子育て支援センターの利用者も駐車可能とし、駐車場を有効活用していくこ とが望ましいと考える(意見番号17)。

こういった駐車スペースの問題は、施設を設置する前から容易に想像できることである。平成25年に、楠根においても子育て支援センターを設置する予定があるとのことであるが、事前に対策を講じておくことが必要であると考える。

【措置状況内容:平成26年9月末(見解の相違)】

子育て支援センターの設置目的のひとつにまちづくりも含められています。自転車やバギーを利用して身近な場所から来館していただくルートや、最寄駅から商店街を通って来館いただくルートなど公共交通機関をご利用いただいております。

管理番号	[3] -(1)		_	
回答所属	子育て支援課			
項目	地域子育て支援拠点	育て支援拠点事業(ひろば型)		

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書89頁】

(1) 適正に事業を執行するよう市は指導すべき

東大阪市つどいの広場事業実施要綱第10条において、公民館や公園等の子育て親子が集まる場に、原則として週1回以上つどいの広場の専任職員が定期的に出向き、必要な支援や見守り等を行う取組みに対して、448,000円の委託料が加算される旨が規定されている。

当該取組みにつき、週1回以上事業を実施していない事業者が見受けられた。また、実績報告書において、事業を開催していたが参加者が0人であったという報告をしている事業者が散見された。

週1回以上の開催を条件に委託料が増額されているのであるから、適正に事業を執行するとともに、参加者の増加を図るための広報活動を積極的に行うよう、市は事業者へ指導すべきである(結果番号1)。

【措置状況内容:平成26年9月末(措置済み)】

平成25年度より、つどいの広場事業の加算事業について、高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組みなどを追加する改正を行い、適正に事業を執行しております。 また、参加者の増加を図るための広報活動についても指導しております。

管理番号	[3]-(2)		
回答所属	子育て支援課		
項目	地域子育て支援拠点事業の	支援拠点事業(ひろば型)	

・包括外部監査による結果及び意見

(2)不備がないかの確認を厳正に行うべき

【報告書89頁】

日別利用保温報生書は	翌月10日までに掲出することが宝藤亜綱に担党されている。

出期限を経過して提出されているものがあった。また、年度終了後に提出される実績報告書 につき、押印漏れや日付漏れとなっているものが散見された。

市は、月別利用状況報告書や実績報告書につき、実施要綱に基づいて適切に報告がなされるよう各事業者に対して指導を行うとともに、報告書の受領時に不備がないかの確認を厳正に行うべきである(結果番号2)。

•措置状況内容

【措置状況内容:平成26年9月末(措置済み)】

平成25年度より月別利用状況報告書の提出期限の厳守を徹底するとともに、実績報告書の押印、 日付漏れのないことを確認しております。

管理番号	[3] -(3)		_
回答所属	子育て支援課		
項目	地域子育て支援拠点事業(ひろば型)		

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書90頁】

(1) 実施状況を確認できるような仕組みを構築すべき

地域の子育てを高める取組み(イベント)の実施状況の確認については、実績報告書にて実施日、実施場所、参加者数を事後的に確認しているのみで、実際に開催されているかどうかの確認はなされていない。すべてのイベントについて、市の職員が現場に赴いて実施状況を確認することは困難と考えるが、年に数回抜き打ちでチェックする、あるいは参加者からアンケートをとり、当該アンケート用紙を実績報告書に添付させる等して、事後的に実施状況を確認することは可能である。

現在、実施状況については実績報告書での確認のみとなっているため、実際に開催されたことが確認できるような仕組みを市は早急に構築すべきである(意見番号18)。

年 温 井 江	内灾心	平成26年9	日本(性	署はなり
しず日 1日 4人 5年	M 44 : -	+ DY. / D + 3	H X 110	

平成25年度より市担当職員が現場に出向き、実施状況の確認を行っております。

管理番号	[3]-(4)		
回答所属	子育て支援課		
項目	地域子育て支援	拠点事業(ひろば	型)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書90頁】

(2) 現状を把握し、加入する保険に関するルールを策定すべき

各つどいの広場(13施設)の決算報告書を閲覧したところ、加入している損害保険の保険料につき最高額は284,500円、最低額は4,000円とかなりの開きがあった。

万が一事故が発生した場合に、市としては最低限度の保険サービスが受けられるような体制を整備しておくべきであるが、市は各つどいの広場に対して、どういった保険に加入すべきであるかの指導、伝達ができておらず、また各つどいの広場がどのような保険に加入しているのか把握できていない。

現状では、加入している保険が各つどいの広場によって異なってしまっているため、どの施設においても最低限度の保険サービスを受けられるように、市は加入する保険に関するルールを策定すべきである(意見番号19)。

なお、加入する保険については、子育て支援センターが加入している「子育てひろば全国連絡協議会」の保険も選択肢の一つであると考えられる。

<u>·措置状況内容</u>

【措置状況内容:平成26年9月末(措置済み)】

加入する保険については、公募選定の時にも「火災保険など施設に係るもの、参加者の事故、怪我にかかる傷害保険などは最低限加入が必要。つどいの広場総合補償制度などを活用してほしい。」ことを伝えています。子育て支援センターが加入している「子育てひろば全国連絡協議会」の保険内容を最低基準としております。

管理番号	[3]-(5)				
回答所属	子育て支援課				
項目	地域子育て支援拠点事業の	L点事業(ひろば型)			

・包括外部監査による結果及び意見	
(3)決算書作成のための記載要領を作成すべき	

【報告書90頁】

各つどいの広場(13施設)の決	算報告書を閲覧したところ	、委託料(歳入額)と歳出額が同額
となっている施設が散見された。	通常、委託料と歳出額が同	羽額になることは考えられず、歳出

が委託料を超過した場合は、歳入に自己資金を補填した額を記入する必要があり、また反対に歳出が委託料を下回った場合は、歳出に繰越額を記入する必要がある。

このような決算書からでは収支状況の実態が確認できないため、<u>各つどいの広場の収支状況の実態が確認できるように、市は決算書作成のための記載要領を作成する必要があると考える(意見番号20)。</u>

•措置状況内容

供害非识	内容:平成26年9	日末(培置答ね)]

平成25年度より決算書作成のための記載見本を作成し、周知しました。

管理番号	[3] -(6)		
回答所属	子育て支援課		
項目	地域子育て支援	拠点事業(ひろば	型)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書91頁】

(4)積極的に情報収集を行うべき

市では、地域子育て支援拠点事業に関して他の自治体から自主的に情報を入手したり、利用者に対してアンケート調査を実施したりすることなどは行っていない。

近隣他市においては、公民館内でつどいの広場が開設されていたり、一時預かりや夜間預かりが実施されていたりと、先進的な取組みが行われている。

近隣他市で行っているものを、単に市においても実施すればよいというものではないが、利用者のニーズを適時、的確に把握し、他の事業の状況も勘案して実施可能なことから実行していく姿勢が大切である。

現状では、他の自治体や利用者から情報収集が行われていないため、今後は積極的に情報収集を行うべきであると考える(意見番号21)。

なお、子ども・子育て支援法において、平成25年度よりアンケート調査を実施することが定められているが、具体的な質問項目については現時点では決まっていない。アンケート調査の実施に際しては、利用者のニーズにとどまらず、利用者の満足度についても把握していくことが望ましいと考える(意見番号22)。

<u>·措置状況内容</u>

【措置状況内容:平成26年9月末】

≪意見21≫(措置済み)

平成25年11月に子育て支援センター利用者の子育て支援事業に対するニーズや満足度を問う利用者アンケートを4支援センターにて実施し、ニーズを把握しました。(838世帯分回収)

≪意見22≫(措置済み)

平成25年10月、子ども・子育て支援新制度に向けた就学前児童や小学生を持つ保護者や妊婦などに対する10,000人アンケート調査は実施済みです。

管理番号	[3] -(7)		
回答所属	子育て支援課		
項目	地域子育て支援	拠点事業(ひろば	型)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書91頁】

(5	地域	閉格差	を見	正す	ベキ
١	\mathbf{U}		P1/10/7	: CL NH	ш. У	

市内のリージョンエリア地域別のつどいの広場の設置数を集計し、市民の利用しやすさについて検討したところ、下記表のように、つどいの広場設置数につき、地域間において格差が見受けられる。

これまで計画的に募集を行ってきたものの、現状では地域間格差が見受けられるため、今後、公募をする場合には、開設場所の地域を考慮するなど、地域間格差を是正するような工夫をすべきである(意見番号23)。

<u>·措置状況内容</u>

【措置状況内容:平成26年9月末(措置済み)】

つどいの広場を公募により平成24年度はB地域1ヶ所とF地域1ヶ所、平成25年度はC地域1ヶ所を開設しました。C地域においては,子育て支援センターから離れており就学前乳幼児の多い加納地域に開設しました。公募に際しては、地域での就学前乳幼児の比率の多い地域、近くに常設の子育て支援事業実施場所があるかどうか等を検討し公募しています。

管理番号	[4]-(1)	
回答所属	子育て支援課	
項目	ファミリー・サポート・センター事	.業

・包括外部監査による結果及び意見

<u>【報告書93頁】</u>

(1)社会福祉協議会にのみに委託することの妥当性を再検討すべき

平成15年度に設定された「東大阪市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱」において、当事業の事務を取り決めているが、実施要綱第12条において「市長は、事業の運営を社会福祉協議会に委託するものとする」と規定されている。委託先を要綱で取り決めることは公正な競争を阻害している。要綱設定後約10年が経過しており、市内においてNPO法人が設置・育成されているものの、社会福祉協議会は市内ボランティアグループ等とのネットワークを独自に有しているために要綱において、特定の契約先として規定しているという。しかし、当該理由が平成15年から約10年間経過した現在も妥当であるのか毎年、事業委託の効果を検証する必要がある。

本来要綱で契約相手を取り決めるのではなく、契約の都度、契約先が社会福祉協議会で妥当であるのか確認をしたうえで、契約を行うようにすべきである(意見番号24)。

<u>·措置状況内容</u>

【措置状況内容:平成26年9月末(未措置)】

ファミリー・サポート・センター事業について、地域福祉活動を担う社会福祉協議会が役割を果たしていると考えておりますが、ご指摘を踏まえ平成27年度に要綱改正する予定です。

管理番号	[5]-(1)	
回答所属	子育て支援課	
項目	子育て短期支援事業	

【報告書94頁】

1)	「子育で短期支援事業利用申込書」の提出方法を統一する	ジキ
L	. /	「丁月(塩朔又抜尹耒利用甲込青」の旋山刀伝と帆― 9~	` _

当事業を実施する市内6箇所の児童養護施設や乳児院においては、利用者から受け付けた「子育て短期支援事業利用申込書」を市に提出を行い、措置費を受け取っている。しかし、利用者から受け付けた「子育て短期支援事業利用申込書」は、原紙であるものやコピーであるものが混在していた。「子育て短期支援事業利用申込書」の記載内容をもって支援金額を決定しているが、利用者本人以外の者による架空の申請が行われていても発見しにくい状況である。

重複申請や架空申請を防止するためにも、原紙をもって提出をするよう取り決めることが望まれる(意見番号25)。

·措置状況内容	
【措置状況内容:平成26年9月末(措置済み)】	
平成26年度より原本で提出するよう指導しました。	

管理番号	[6] -(1)			
回答所属	子ども見守り課			
項目	子育て支援相談	事業		

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書95頁】

(1) 購入備品につき、契約書の見直しを行うべき

平成23年度において、市は親子支援プログラム事業につき、特定非営利法人児童虐待防止協会に委託をしている(委託期間:平成23年7月1日から平成24年3月31日)。

当該委託事業は、前向きな子育ての考え方、行動をするためのスキルを身に付けてもらうために保護者に対して講習を行うトリプルPと、情緒的、社会的な発達を促し、問題を解決する力を育て、自己肯定感を高めるために子どもを対象に講習を行うファンフレンズプログラムからなる。児童虐待防止協会は、当事業で使用する備品を購入しており、購入した備品の一覧は次のとおりである。

委託料で購入した備品が委託契約終了後にも使用可能な場合、当該備品は契約終了後、速やかに市に返却すべきである。上記表の備品は、複数年使用できるものと考えられるが、委託契約期間が終了した後も市に返却がなされていない。

<u>委託契約書を閲覧したところ、当事業を行ううえで備品を購入することの可否や、備品の返</u> <u>還義務については特に記載されていなかったため、契約書の見直しが必要であると考える(意</u> 見番号26)。

【措置状況内容:平成26年9月末(措置済み)】

平成25年度契約書より見直しを行い、第10条4項に「委託業務により取得した財産のうち購入価格が1万円以上かつ耐用年数が1年を超える備品は、原則として委託業務終了後、甲に返却すること」という項目を追加しました。

管理番号	[6] -(2)	
回答所属	子ども見守り課	
項目	子育て支援相談事業	

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書96頁】

(2)アンケートの調査結果についてタイムリーに報告を受けるべき

市は親子支援プログラム事業(トリプルP)につき、児童虐待防止協会に委託している。当事業は、前向きな子育ての考え方、行動をするためのスキルを身に付けてもらうために保護者に対して講習を行うものである。

児童虐待防止協会は、当該事業について利用者(保護者)に対して、講座開催の都度、受講前と受講後にアンケート調査を実施しているが、市はこのアンケート調査の結果につき、平成25年1月に報告を受けている。

利用者のニーズや満足度をタイムリーに把握するためにも、委託業者が行っているアンケートの調査結果については、年度終了後、速やかに報告を受けるべきである(意見番号27)。

•措直状况内容

【措置状況内容:平成26年9月末(措置済み)】

平成25年度は事業終了後、平成26年3月28日に報告会を兼ねた研修を実施しました。

管理番号	[7] -(1)	_	
回答所属	青少年スポーツ室		
項目	留守家庭児童育成事業	·成事業	

<u>·包括外部監査</u>	による結果及び意見
(1)国に対し、	市は実態を適切に報告すべき

【報告書99頁】

市から国へ提出する補助金の実績報告書において、53ある育成クラブのうち5つの育成クラ
ブについては、教室を2室使用しているにもかかわらず、1教室の使用として報告がなされて
た。実態を正しく報告していた場合、補助金は増額となっていたが、過少に申告されたため、

補助金額自体に影響は及ぼさなかった。

実績報告書の記載要領については、	放課後子どもプラン推進事業補助金交付要綱に定め
られており、規程に沿った適切な財務	事務を行う必要がある(結果番号3)。

•措置状況内容

【猎直状况	内容: 4	4 成26年9.	月末(、措直済み)】
				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

国との協議を踏まえ、現在も交付要綱に沿った申請を行っております。

管理番号	[7] -(2)			
回答所属	青少年スポーツ	至		
項目	留守家庭児童育	成事業		

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書99頁】

(2)実態に即して費用を計上するよう指導すべき

「収支計算書作成の手引き」において、事業費、運営委員会運営費に係る費目、内容、注意点等が記載されている。以下は、そのうち会議費に係る部分を抜粋したものである。

年に数回、会議は開催されているが、すべての会議において出席者へ限度額の3,000円が渡し切りで支給されている。(会議への出席者は、3,000円を受領する際に、領収証へ領収印を押印している。)

会議費も領収証を提出することになっているが、育成クラブにおいては当該領収証をもって「会議費の領収証」として市に提出している。

会議費は、上記の作成の手引きに規定されているように、会議における資料代、交通費、お茶代等に係る費用が計上されるべきである。しかしながら、市の担当者に質問を行ったところ、 育成クラブで会議費として計上されている費用の実態は、会議に出席した運営委員に対する報酬であり、市も当該費用を会議費として処理することをこれまで容認してきたとのことであった。

現行の処理は実態を反映していないため、運営委員への報酬は報奨費として処理し、実態に即して費用を計上すべきである(結果番号4)。なお、現行の作成の手引きにおいては、運営委員に対する報奨費は明文化されていないため、手引きの改定を早急に行う必要がある。

•措置状況内容

【措置状況内容:平成26年9月末(措置済み)】

助成金交付・会計事務の手引きにおいて、会議手当ての項目を新設し、この項目から支出するよう に改定しました。

管理番号	[7] -(3)			
回答所属	青少年スポーツ室	TOUT.		
項目	留守家庭児童育	成事業		

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書100頁】

(3)	次期絕越	全額を厳正	に確認すべき

(3) 20,33000 = 10,000 = 1 = 10,000
「助成金交付の手引き」には、育成クラブは金銭出納帳を作成し、そのコピーを提出する旨が定められている。D育成クラブの提出物を閲覧したところ、実績報告書に記載されている次
期繰越金額と、金銭出納帳の期末現金残高とが一致していなかった。その後の調査により、
実績報告書の次期繰越金額は正しい金額で、金銭出納帳に記載の不備があったことが確認
できた。しかしながら、このことより、実績報告書の次期繰越金額と金銭出納帳の期末残高が
一致しているかといった基本的な確認が、市において行われていなかったことがわかる。
市においては、繰越金額に30万円という制限が設けられており、制限額を超えない範囲で適
正に繰り越されているかを確認することは大変重要であると考えられるため、 <u>実績報告書の次</u>
期繰越金額と金銭出納帳の期末残高が整合しているかの確認を厳正に行うべきである(結果
番号5)。

・措置状況内容 【措置状況内容: 平成26年9月末(措置済み)】

平成25年度の実績報告において、次年度繰越金額と期末残高の整合性について確認をおこない ました。今後も継続して行ってまいります。

管理番号	[7]-(4)		
回答所属	青少年スポーツ室		
項目	留守家庭児童育成功	事業	

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書100頁】

(4) 助成金の返還につき、交付要綱を見直すべき

市の交付要綱においては、申請時点の児童数によって助成金額が決定することになっているため、年度中に児童数が減少することとなっても助成金が市へ返還されることはない。次の表は、各育成クラブの平成23年4月の申請時点での児童数と平成24年3月時点の児童数の一覧である。

中には、20人以上の児童が退会したクラブもあり、全体としても13.8%(=377÷2,729人)の 児童が減少している。

当事業は国から三分の一が補助されることになっており、国から各市町村への補助金は5月1日現在の児童数に基づいて一旦は支給されるが、年度終了後、年間の平均児童数を算定し、申請時点よりも年間の平均児童数が減少していた場合は、差額部分を国へ返還することとなっている(市は、平成23年度1,240,000円を国へ返還している)。

助成金額は児童数に基づいて決定されているのであるから、国の交付要綱と同様に、申請時点の児童数と年間平均児童数の差額部分については、市へ返還させるよう交付要綱を改定すべきである(結果番号6)。

•措直状况内容

【措置状況内容:平成26年9月末(未措置)】

申請時点の児童数と年間平均児童数の差額部分の返還について、助成金交付要綱の改定は行っておりません。今後、検討してまいります。

管理番号	[7] -(5)		
回答所属	青少年スポーツ室		
項目	留守家庭児童育成事業		

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書102頁】

(5) 指導員の加配が適正に行われるよう指導すべき

下記表の28クラブは、障害児を考慮した場合、指導員の加配が必要であるにもかかわらず、加配がなされていない育成クラブである。全体ではおよそ49人の指導員が不足しているが、市は加配すべき人員について、各育成クラブに対して特段指導を行っておらず、現状に対する指導、監督が不十分となっている。

B育成クラブでは374,000円のテレビが購入されていたり、D育成クラブでは256,000円の冷蔵庫が購入されていたりと(詳細は後述(5)、(6)参照)、高価な備品を購入している育成クラブが見受けられるが、障害児加算で支給された助成金が適切に人件費に充てられているとは言い難い。

障害児加算の金額は、指導員の人件費をもとに算定されているが、当該障害児加算が実際 に配置人員数の増加には結びついていないため、指導員の加配が行われていない育成クラ ブに対しては、指導員の加配が適正に行われるよう指導すべきである(結果番号7)。

•措直状况内容

【措置状況内容:平成26年9月末(措置済み)】

本来の加算の意図について平成26年3月19日に行った会計事務説明会にて、改めて説明を行いました。

管理番号	[7] -(6)	
回答所属	青少年スポーツ室	
項目	留守家庭児童育成事業	

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書103頁】

(1)	記載事項の	チェックを	· 齢正にを	テうべき

助成金申請時点の提出書類の中に在籍児童名簿、事業計画書がある。しかし、A育成クラ ブにおいて、在籍児童名簿に82名の記載しかないにもかかわらず、担当者の記入誤りにより 事業計画書に84名との記載がなされ、申請されていた。

下記表は交付要綱別表の一部抜粋である。

上記表のとおり、助成金額は申請時点の児童数に応じて単価が設定されており、児童数につ いて誤りがあった場合は助成金額に影響してくることになるため、申請時点において児童数が 何人であるかの確認は厳正に行うべきである(意見番号28)。

·措置状況内容 【措置状況内容:平成26年9月末(措置済み)】

申請の内容について、助成金額に影響する項目については、重点的に確認を行っております。

管理番号	[7] -(7)		
回答所属	青少年スポーツ	至	
項目	留守家庭児童育	成事業	

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書104頁】

(2) 再発防止に向けて、有効な手立てを早急に策定すべき

平成20年11月に、B育成クラブに対する助成金につき、住民監査請求が提訴された。この請求により、監査委員による監査が行われ、毎年別通帳にプールされた裏金を使用して体育倉庫を設置したり、校長室のクーラーを購入したりするなど、事業目的外の支出がなされていたことが明らかになった。

市としては、その後、目的外使用の再発防止に向けて、次の3点の取組みを実施しているとのことであった。

- ①については、事務担当者の選任に関して規定化しているが、事務担当者の設置は任意であり、また、事務担当者の職務内容について何ら規定されていない。したがって、仮に目的外使用がなされた場合であっても、牽制が働かないような状態である。
- ②については、翌年度繰越額につき一定の制限がかけられるようになったとのことであるが、 繰越額が制限されたとしても、目的外の備品を購入することは可能であり、目的外使用を抑制 する手立てとはなっていない。
- ③については、少額な備品費についても通帳・領収証・金銭出納帳のコピーの提出を義務付けているが、これらの証憑からでは目的外に使用しているか否かを判断することができない。
- このように、上記3点の取組みは、目的外使用の再発防止策として有効な手立てとなっていない。

東大阪市留守家庭児童育成クラブ基本方針において、会計監査担当者を選任する旨が規定されているが、今現在、会計監査担当者の具体的な職務内容や監査項目が定められておらず、また、金銭出納帳などの提出を受けた市側も、何をチェックするのかが決められていない状態にある。

平成20年度より、近年の間に2度、育成クラブの助成金関連で住民監査請求が提訴されているが、過去の事件より目的外使用に関してはより厳重な監査が求められるところである。

今後、会計監査担当者や市側の監査項目を定める際には、金銭出納帳や実績報告書に関する監査項目はもちろんのこと、目的外使用に関する監査項目も定め、目的外使用がなされることがないような仕組み(チェックリストの作成を含む)を構築することが必要である(意見番号29)。

•措置状況内容

【措置状況内容:平成26年9月末(措置済み)】

平成25年度において留守家庭児童育成クラブ会計監査の手引き・備品台帳を作成し、会計監査を 実施する際のポイントについて定めました。

管理番号	[7] -(8)		
回答所属	青少年スポーツ室		
項目	留守家庭児童育成事業		

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書105頁】

(3)研修費については、実費の領収証を提出させるよう指導すべき

B育成クラブ、D育成クラブにおいては、年に数回指導員が研修会に参加し、当該費用を研修費として費用計上している(B育成クラブについては、平成21年度に30,000円、D育成クラブについては、平成23年度に9,000円計上している)。当該研修費用は、指導員へ現金が渡し切りで支給されている。(研修の参加者は、現金を受領する際に、領収証へ領収印を押印している。)

研修費も領収証を提出することになっているが、育成クラブにおいては当該領収証をもって「研修費の領収証」として市に提出している。

しかし、当該領収証からでは、実際に何の支出にあてられたのかを確認することができない。 住民監査請求後に策定された再発防止策が、何ら有効な手立てとなっていないことがこのこと からもうかがえる。

したがって、指導員への現金支給時の領収証を提出させるのではなく、実際にかかった経費に係る領収証を研修費の領収証として提出させるよう市は各育成クラブに対して指導すべきである(意見番号30)。

<u>▪措置状況内容</u>

【措置状況内容:平成26年9月末(措置済み)】

平成26年3月19日に行った会計事務担当者への説明会において、研修参加にかかる費用の一律 支給は認めないと指導いたしました。また、研修参加に係る参加費については、実費の領収書の添 付を義務付けました。

管理番号	[7] -(9)	
回答所属	青少年スポーツ室	
項目	留守家庭児童育成事業	

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書106頁】

(4) 備品購入の詳細や利用目的、設置場所について把握すべき

以下は、C育成クラブの実績報告書の備品購入費部分を抜粋したものである。

交付要綱において、購入した備品に関しては、他の経費と同じように領収証の提出が義務付けられている。しかし、領収証からでは、金額と購入した物品名(例:冷蔵庫、ビデオデッキ)が把握できるのみで、メーカー、品番、サイズといった製品の詳細や、設置した場所、利用目的などについては把握することができない。

例えば上記表において、「簡易テント」や「トランシーバー」が購入されているが、領収証からではどのような目的で使用されるのかが把握できないため、育成クラブにおいて本当に必要なものであるかを判断することができない。

備品については、金額的に重要性が高く、市としては購入備品の詳細や設置目的、設置場所についても把握しておくべきであるが、市はこのような支出に関して何の調査も実施していなかった。

<u>また、形式的に書類がそろっていたとしても、購入された備品が実際には育成クラブ以外において使用されている恐れがあるため、市は購入備品の詳細や利用目的、設置場所に関して</u>把握すべきである(意見番号31)。

▪措直状况内	谷	٤
--------	---	---

年 温 井 江	内灾心	平成26年9	日本(性	署はなり
しず日 1日 4人 5年	M 44 : -	+ DY. / D + 9	H X 110	

平成25年度の実績報告より備品台帳の提出を求め、把握に努めております。

管理番号	[7] -(10)		
回答所属	青少年スポーツ室		
項目	留守家庭児童育成事業		

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書106頁】

(5) 備品台帳を整備するよう指導すべき

下記表は、D育成クラブ、B育成クラブの過去5年間に購入された備品の一部である。 同じ年度に掃除機が2台購入されていたり、3年連続でDVDプレーヤーが購入されていたり と、一つの育成クラブにおいて果たしてこれだけの備品が必要なのか疑問である。<u>購入する備</u> 品は、各育成クラブに委ねられているが、各クラブにおいて備品台帳は整備されておらず、数 量管理がなされていない。

毎年、年度終了後に、提出書類の確認を行う市側も、今年度に購入された備品のみを検証するのではなく、過年度に購入された備品も考慮して、今年度当該備品を購入することが妥当であるか否かも含めて検証することが必要である。

<u>適切な時期に適切な量が購入されるように、早急に備品台帳を整備するよう指導すべきであ</u>る(意見番号32)。

【措置状況内容:平成26年9月末(措置済み)】

平成25年度より、実績報告の際に備品台帳の提出を求めています。今後、提出された備品台帳を元に、過年度に購入された備品・現有の備品の管理に努めます。

管理番号	[7] —(11)		_			
回答所属	回答所属 青少年スポーツ室					
項目	留守家庭児童育	成事業				

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書107頁】

(6)備品購入について、一定の牽制を働かせる	(6)	6	3)	備品購入	につい	17.	一定の	牽制	を働か	ける	べき	É
------------------------	-----	---	----	------	-----	-----	-----	----	-----	----	----	---

下記表は、D育成クラブの実績報告書の備品購入費の一覧である。

冷蔵庫、レンジ、ビデオなど大変高価なものが購入されている。また、他の育成クラブにおいても、プレハブ倉庫、シュレッダー、屋外カメラ、パン焼き機、簡易型テントなど、様々な備品が購入されており、中にはこれほど高価な備品が育成クラブにおいて必要なものであるか疑問に感じられるものがある。

現行の規定では、育成クラブにおいて使用するものであれば、何ら制限なく購入できることになっているが、ある一定金額以上の備品を購入する場合には、市への報告を求め承認を行う等、一定の牽制を働かせる仕組みの整備が必要であると考える(意見番号33)。

<u>·措置状況内容</u>

【措置状況内容:平成26年9月末(一部措置済み)】

平成25年度より、1点50,000円以上の備品を購入した際に、備品台帳の記入を義務付けています。 今後、高価な備品を購入する際、市への報告・承認を得る等の指導を行ってまいります。

管理番号	[7] – (12)	
回答所属	青少年スポーツ室	
項目	留守家庭児童育成事業	

・包括外部監査による結果及び意見
(7)修繕負担の区分を明確にすべき

【報告書108頁】

7	育成クラブで 何	吏用される教室	国、プレハブの	の修繕工事につい	ハては、修	善善差別の負 一個では 一個で 一の<	担関係に	こ関
す	る規定がなく、	、現状では各立	育成クラブの	収支状況により、	育成クラブ	ブ側で負担っ	するのか、	、市
個	で負担するの	かが決められ	ている					

具体的な判断基準がなく、不明瞭な状態となっているため、<u>修繕負担の区分表を作成するなどして、予め修繕負担の区分を明確にしておくべきであると考える(意見番号34)。</u>

·措置状況内容 【措置状況内容:平成26年9月末(未措置)】

指摘部分について、区分を明確にするよう努めてまいります。

管理番号	[7] -(13)		
回答所属	青少年スポーツ室		
項目	留守家庭児童育成事業		

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書108頁】

(8) 開設場所を多様化	すべき

市に53ある育成クラブのうち、24クラブが小学校の敷地内に、プレハブを建設する方式で設置されている。

しかし、一度プレハブを建設すると、一定の維持管理コストが発生し、また育成クラブでの使用が見込まれなくなった場合には、他に転用することは容易ではない。

全国学童保育連絡協議会の調査によると(下記表参照)、開設場所としては学校の施設内が51.8%と過半数を占めているものの、その他は学校外において開設されている。現在、E小学校以外に空き教室は存在しないとのことであるが、将来的に子どもの数の減少が見込まれており、今後、各小学校において空き教室が増えていくものと考えられる。

児童の安全面に配慮がなされることは当然であるが、<u>将来的な見通しなどを考慮して、まず</u>は学校の内外を問わず、既存の施設を利用することを検討すべきである(意見番号35)。

<u>▪措置状汎</u>	<u>ໄ内容</u>
--------------	------------

【措置状況内容:平成26年9月末(措置済み)】

学校においても、学校教育として多種多様な教室の使用方法があり、空き教室が少ないという現状もありますが、これまで通り空き教室の利用を中心とした施設の使用を図っております。

管理番号	[7] - (14)		_			
回答所属	青少年スポーツ室					
項目	留守家庭児童育成	事業				

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書109頁】

(9) 現状を把握し、加入する保険に関するルールを策定すべき

育成クラブに所属する児童が加入する保険については、年度初めに各運営委員を対象に行われる説明会において、保険の契約内容等についての説明が行われている。当該説明会では1名当たりの保険金額、年間保険料など、加入すべき保険の一定の基準が示されている。

しかし、実際に当該基準を満たす保険に加入しているのか市において確認ができていない状態にある。

万が一事故が発生した場合に、市としては最低限度の保険サービスが受けられるような体制 を整備しておく必要がある。まずは、速やかに現状を把握するとともに、加入する保険に関す るルールを策定すべきであると考える(意見番号36)。

<u>·措置状況内容</u>

【措置状況内容:平成26年9月末(未措置)】

各運営委員会には傷害保険(対象者 児童・運営委員・指導者・事務担当者)、賠償責任保険に必ず加入するよう指導しております。

管理番号	[7] —(15)	
回答所属	青少年スポーツ室	
項目	留守家庭児童育成事業	

・包括外部監査による結果及び意見 (10)実績報告書において保険料を計上すべき

【報告書109頁】

児童が加入する損害保険の値	保険料につき、今現在、	実績報告書への計上	こがなされていない
状態にある。市の説明によると、	保険料を保険会社に	支払うまで一時的に預	かるだけであるた

め、実績報告書には計上していないとのことであった。 収支の実態を明らかにするためにも、実績報告書において保険料を計上すべきである(意 <u>見番号37)。</u>

▪措直状況囚犯	š
---------	---

【措置状況内容:平成26年9月末(未措置)】

実績報告書に記載すべき事項については、今後検討してまいります。

管理番号	[7]-(16)	_
回答所属	青少年スポーツ室	
項目	留守家庭児童育成事業	

・包括外部監査による結果及び意見	
(11)環境の改善に速やかに取り組むべき	-

【報告書109頁】

厚生労働省の「放課後児童クラブガイドライン」(2007年10月)では、「子どもが生活するス	ス
ペースについては児童1人当たりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましい」。	とさ
れている。市に53ある育成クラブのうち、21クラブがこれに満たない状況である。	

市は成果指標として「入会希望者数に対する入会者数の割合」を設定し、待機児童の解消に力を入れて取組みを実施している。確かに待機児童の解消も重要な課題であるが、ガイドラインに示されている基準に満たない環境の改善にも速やかに取り組むべきである(意見番号38)。

•措直状況内容	• }	晋	重	状	沘	囚	谷
---------	-----	---	---	---	---	---	---

【措置状況内容:平成26年9月末(未措置)】

必要基準面積の確保や待機児童の解消について、施設や環境の整備に努めてまいります。

管理番号	[7] -(17)
回答所属	青少年スポーツ室
項目	留守家庭児童育成

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書110頁】

((12)	金銭!	出納帳の)様式	を統一	化する	ベキ
١	/	11/2. JEZ. L	ערוינ ויו <i>ו</i> ⊔ ∨ .		C'_ //9 Li	111/	. (

助成金の精算手続として、各育成クラブは年度終了後に金銭出納帳のコピー、通帳のコピー、領収証を市に対して提出することとなっている。当該提出資料を閲覧したところ、育成クラブによって金銭出納帳の様式や銀行口座の口座数にバラつきがあった。また、領収証に番号を付し、金銭出納帳と領収証とを相互に参照することが可能になっている育成クラブもあれば、領収証が不規則に添付されている育成クラブもあるような状態であった。

市において、支出内容についての確認作業(監査)を行いやすいように、金銭出納帳の様式 を統一化することが望ましいと考える(意見番号39)。

•措置状況内容

【措置状況内容:平成26年9月末(未措置)】

運営委員会の事務処理の負担削減・市の監査の簡素化のためにも、全クラブで統一した金銭出納帳の様式を示すよう、努めてまいります。

管理番号	[7] —(18)			
回答所属	青少年スポーツ室	TOUT.		
項目	留守家庭児童育	成事業		

・包括外部監査による結果及び意見 (13) 退会理由を把握し、運営改善に役立てる取組みを実施すべき

【報告書110頁】

平成23年度においては、年間380名(全体の10%程度)の児童が育成クラブを年度途中で
退会しているが、退会の理由について、市は「運営委員会からの報告では、夏休み明けやリス
トラ等による理由が多くを占めている」と説明されている。しかし、退会理由について、原因別
に把握、集計することなどは行われていないため、 <u>今後退会理由について、運営委員会から</u>
のより詳細な情報を入手するとともに、これらの情報を分析検討し、育成クラブの運営改善に
役立てる取組みを実施すべきである。(意見番号40)。

・措置状況内容 【措置状況内容: 平成26年9月末(一部措置済み)】

児童の退会理由について運営委員会からの情報収集を行っておりますが、運営改善に繋がる取り 組みについては、今後検討してまいります。

管理番号	[7] – (19)			
回答所属	青少年スポーツ室	<u> </u>		
項目	留守家庭児童育成事業			

・包括外部監査による結果及び意見(14)指導員の研修の見直しを検討すべき

【報告書111頁】

現在、育成クラブの指導員の要件については、交付要綱において「指導者は、児童の健全
育成について、豊富な知識、経験等を有し、かつ健康で熱意ある者とする」となっており、特別
資格の保有要件はない。子どもの安全を守り、健全な育成を図るには、指導員の力量は重要
である。しかし、市においては指導員に対する研修を年3回実施しているものの、出席は必須
となっておらず、また受講後に指導員に対する理解度の確認も実施していない。

指導員の力量を一定水準以上に確保するためにも、市が開催する研修は必修にすることや、受講後に理解度の確認を実施することを検討すべきである(意見番号41)。

•措直状况内容

	内灾.	亚成26	年0日末	(未措置)】
1 TO 18 18 18 11	. PM 4-P -	- IJX. / U		

ご指摘の点を踏まえ、今後とも指導者の資質向上に努めてまいります。

管理番号	[7] – (20)			
回答所属	青少年スポーツ室			
項目	留守家庭児童育	成事業		

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書111頁】

(15)課題ごとに成果指標を設定し、継続的に達成状況を把握すべき

事務点検評価票において、当事業の成果指標を「入会希望者数に対する入会者数の割合」としている。平成23年度の当該割合の実績値は、98.5%(待機児童数35名)と大変高い値となっている。しかし、これは上述のように、児童一人当たり床面積が国のガイドラインで定める基準(1.65㎡)を満たしていない上での値である。仮に、基準を満たすような定員とした場合、下記表のように待機児童は177名となる。

また、平成23年度の育成クラブの退会者数は年間380名と、待機児童数を大幅に上回る人数となっていることや、障害児に関する指導員の加配基準を満たしていない育成クラブが53クラブ中28クラブあることを考慮すると、課題は多い。

現在の成果指標は、「入会希望者数に対する入会者数の割合」のみとなっているため、課題ごとに成果指標を設定し、継続的に達成状況を把握する必要があると考える(意見番号42)。

【措置状況内容:平成26年9月末(未措置)】

様々な項目において成果指標を設定・分析することは、事業の見直しに重要であり、新たな成果指標の設定を検討してまいります。

管理番号	[7] - (21)	
回答所属	青少年スポーツ室	
項目	留守家庭児童育成事業	

<u>・包括外部監査による結果及び意</u>	<u> </u>
(16)定員数を把握すべき	

【報告書112頁】

市においては	、各育成クラブの定員	数を把握できている	ないため、受入可	「能な人数に対して
	か入会児童があった			
JCM CC 4 07CT	/ V/ CA / LE / U/ U/ U/ U/		6101x) 2000	C C A TOOLICE

定員充足率は、当該育成クラブが定員超過となっているのか、あるいは定員未満となっているのかを知る重要な情報であるため、速やかに各育成クラブの定員数を把握すべきである(意見番号43)。

▪措直状況囚犯	š
---------	---

【措置状況内容:平成26年9月末(未措置)】

定員数の把握は、事業・施設整備の計画上重要な事項であり、把握に努めてまいります。

管理番号	[8]-(1)		
回答所属	子ども見守り課		
項目	保育研究経費		

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書113頁】

(1)契約どおりに巡回業務を履行すべき

市は保育所巡回指導訓練業務につき、社会福祉事業団に委託しており、委託契約書において、医師の派遣を1ヵ月に1回行う旨が記載されている。したがって、<u>年間12回、医師を保育所へ派遣しなければならないことになるが、実績報告書を閲覧したところ、年間を通じて2回のみの派遣となっていた。</u>

契約どおりに巡回業務が履行されておらず、契約に違反しているため、契約書に沿った適切な事務の執行を行うべきである(結果番号8)。

医師が派遣される代わりに、理学療法士や作業療法士が派遣されているケースが見受けられたが、今後、医師の派遣が1ヵ月に1回実施する必要性がないと判断される場合には、実態に応じて契約書並びに委託料の積算の見直しを行うべきである。

•措直状况内容

【措置状況内容:平成26年9月末(措置済み)】

医師の派遣の必要が毎月あるとは限らないため、平成25年度の契約書より、第1条第1項医師の 派遣につき、「1ヶ月につき1回」を削除し、実態に応じて「1回につき1人」と変更しました。

管理番号	[8]-(2)		_
回答所属	子ども見守り課		
項目	保育研究経費		

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書113頁】

(1)成果指標を設定し、毎期達成状況を把握すべき

子ども見守り課において実施されている事業につき、児童虐待防止事業以外の事業については、成果指標が設定されておらず、事業の成果や評価結果が把握されていなかった。 事業の成果や達成状況を明らかにするためにも、成果指標を設定し、毎期達成状況を把握すべきである(意見番号44)。

なお、指標の設定に当たっては、プログラム参加者数、受講者数などの結果(アウトプット)指標のみではなく、当事業に対する利用者の満足度などの成果(アウトカム)指標の設定が望ましいと考える(意見番号45)。

<u>·措置状況内容</u>

【措置状況内容:平成26年9月末】

≪意見44≫(措置済み)

後期基本計画第2次実施計画対象事業に「保育所巡回指導訓練派遣事業」を挙げました。平成25年度は理学療法士、作業療法士、医師合わせて計124回派遣し、のべ415人の児童に対応したのに対し、平成26年度の目標値を128回に設定し、さらに早期療育に繋げるよう努めています。

≪意見45≫(未措置)

ご指摘いただきました件については、今後検討してまいります。

管理番号	[9]-(1)		
回答所属	子ども見守り課、	保育課	
項目	支援を要する児	重への対策	

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書116頁】

(1) 支援を要する児童に対する施策について、更なる検討をすべき

昨今の社会情勢を反映し、虐待や保護者の精神的疾患等により、近年、障害児以外にも支援を要する児童が増加している背景がある。1. 概要(4)に記載のとおり、市内の公民保育所に入所している過去5年間の要保護児童数はほぼ横ばいに推移しており、虐待以外は、特別な支援が必要な児童も多く存在する。

市としては、障害児以外のこのような特別な支援を要する児童について、保育士の加配を実施してない。

なお、子ども見守り課で実施している巡回保育相談については、本来障害児保育を対象としている。だが、近年、障害児以外の支援を要する児童が増加しており、実務現場である保育所としては、このような児童に対する専門的なメンタルケアも含めた保育相談の実施に対する要望が強い。しかしながら、圧倒的なマンパワー不足により、現場要望には応えられていない状況である(例えば、今回視察を実施した民間保育園のA保育園では、面談を要請しても2ヵ月程度待たされることもあるとのことであった)。

現状の社会情勢を勘案すると、障害児以外にも、特別に支援を要する児童に対する、より専門的な対応が必要な場面は増加してくるものと予想される。そのため、今後は、特別に支援を要する児童に対応するため、現場力の向上とそれをバックアップする体制作りが必要であると考える。

現場力の向上の取組みとして、現在、市が取り組んでいる事項は、1. 概要(5)に記載のとおりである。現場力の向上について、単純に研修会の回数を増やせばいいというものではないが、現場の実例を踏まえた公立保育所・民間保育園の保育士相互の情報や意見交換の場を増やしていくことは、今まで以上に必要であると考える。また、現場をバックアップする体制として、例えば、障害児以外にも支援を要する児童に対応した保育士を含む専門職の配置や現在実施している巡回保育相談の回数を増やしていく等の体制を強化していくことが望まれる(意見番号46)。

•措置状況内容

【措置状況内容:平成26年9月末(措置済み)】

公立保育所、民間保育園を巡回相談している職員数として、H24年度に心理職1名、H25年度に心理職(嘱託)1名、H26年度に心理職1名を増員しました。

現在は、保育士3名、心理士7名(うち、嘱託3名)で、体制を強化し巡回しています。

管理番号	[10]-(1)	
回答所属	子ども家庭課	
項目	通園等発達支援事業	

・包括外部監査による結果及び意見

<u>【報告書118頁】</u>

(1)公園遊具等に対する使用未許可を是正すべき

はばたき園の園庭の一部は元々、市の公園管理課が所管していた「中高井田児童遊園(ちびっこ広場)」であったが、平成20年度にはばたき園を所管する市の子ども家庭課へ所管変更を行い、はばたき園の園庭の一部として位置づけられ、公の施設の一部として指定管理者である社会福祉事業団に管理を担わせている。

しかし、園内にあるすべり台等の遊具等(注)については実質上、園児が利用しているにもかかわらず、指定管理者の社会福祉事業団に対して使用許可を与えていない。<u>協定書において許可を与える備品は「東大阪市立心身障害児通園施設の管理に関する協定書」の別表「3. 貸与物件の表示」において、レントゲン装置一式等の記載はあるものの、当該遊具等が記載されていない。</u>

実態に対応して、速やかに許可を与えるべきであり、協定書において当該遊具等を「3. 貸 与物件の表示」に追加すべきである(結果番号9)。

<u>·措置状況内容</u>

【措置状況内容:平成26年9月末(措置済み)】

平成25年度の協定書において、「3. 貸与物件の表示」に「公園内遊具一式」の文言を追加いたしま した。

管理番号	[10]-(2)		
回答所属	子ども家庭課		
項目	通園等発達支援事業	事業	

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書119頁】

(2)実績報告書を提出させるよう指導すべき

市は指定管理者である社会福祉事業団と「東大阪市心身障害児通園施設の管理に関する協定書」を締結しており、当協定書第13条において、精算書及び事業の実績報告書を市に提出することを求めている(注)。

しかし、精算書及び事業の実績報告書の提出は、社会福祉事業団の「事業報告書」(いわゆる年度別に発行する事業報告書)をもって代替し、返還等はなく、精算額はゼロであった、と扱われている。

事業別の収支報告書や事業実施状況については「事業報告書」に記載されているとはい え、精算がゼロであることが明確とならない書式であり、別途、市は精算書の提出を第13条の 規定どおりに求めるべきである(結果番号10)。

(注)第13条 乙(社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団)は支払いを受けた管理経費について、協定期間終了後2ヶ月以内に精算書及び事業の実績報告書を甲(市)に提出しなければならない。

•措直状况内容

【措置状況内容:平成26年9月末(措置済み)】

協定書第13条に基づき、精算書及び事業の実績報告書につきましては、平成25年度分より提出 済みです。

管理番号	[10]-(3)	_		
回答所属	子ども家庭課			
項目	通園等発達支援事業	· 事業		

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書120頁】

(3) 市	け再	委託(の報	告を	水氷	ろ	ベき
١	· U	/		74 11 11	ノナス	υ α.	~J\V/	/'へノ	- (-

「東大阪市心身障害児通園施設の管理に関する協定書」第21条において、再委託を原則させてはならない旨とやむを得ず再委託する場合においては書面による承認を求めている。しかし、再委託対象となる業務は指定管理協定手続前に提出を受けた指定管理期間(3年間)の事業計画書に予定が記載されているのみで、実際の再委託の契約内容については何ら報告していない。

市は指定管理者に対して、再委託契約の都度、再委託申請を行わせ、指定管理者ではなく 別の第三者に公の施設の管理(の一部)を担わせることの妥当性を市として確認すべきである (結果番号11)。

<u>·措置状況内容</u>

【措置状況内容:平成26年9月末(措置済み)】

協定書に基づく管理業務の第三者への委託につきましては、平成25年度より(福)東大阪市社会福祉事業団から再委託の依頼を受け、妥当性を確認のうえ市長名で承認しております。

管理番号	[10]-(4)	_		
回答所属	子ども家庭課			
項目	通園等発達支援事業	事業		

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書120頁】

(1) 待機児童を解消するための方策をより積極的に検討すべき

はばたき園は2つの園をもって運営しており、第1はばたき園の定員60人、第2はばたき園の 定員40人であるのに対して、待機児童数は第1が59人、第2が9人(平成24年度時点)である。 特に第1が多いのは、発達障害の児童が近年増加していることが原因という。

平成23年度において、市と指定管理者である社会福祉事業団、関係機関との間で待機児童対策を協議し、はばたき園において待機児童グループへの対応を実施したとのことであるが、 抜本的な解消対策を策定することが求められる(意見番号47)。

なお、市では新たに障害児者支援拠点施設の建設及び定員増を平成28年度頃に予定して おり、待機児童の解消が期待されている。

<u>·措置状況内容</u>

【措置状況内容:平成26年9月末(未措置)】

現在の施設では定員増は難しいため、(仮称)新障害児者支援拠点施設の建設による定員増(現在の100人から150人に増員予定)により、待機児童の解消を図る予定にしております。

また、待機児童などに対しましては、子ども見守り課を中心とした発達ネットワークにより保健センターや保育所(園)・子育て支援センターなどとの連携を図るとともに、週1回程度の通園を確保し、療育を受けられるよう努めております。

管理番号	[11]-(1)			
回答所属	子育て支援課			
項目	児童デイサービス	ス事業		

包括外部監査による結果及び意見

【報告書121頁】

(1)利用状況や待機	児音数等も:	主結報告書の	の記載事項	レナベき
\ Т	ノイごり ノロスクレインレート・インコンタメ			/ノロム単紅 ヨディ只(_ 7 ' _

市は委託先である社会福祉事業団より、実績報告書の提出を受けており、当該実績報告書において、第1・第2こばと園の月別の延べ利用者数、事業終了後の進路などが報告されているのみであり、待機児童数、定員数や申込者数に関しては報告がなされていない。

当該サービスの実施場所や実施回数については、利用状況や待機児童数等に応じて決定されることが望ましいと考えるが、現状はそのようになっていない。

したがって、<u>現状を把握し、利用状況に応じてサービスが提供できるように、利用状況や待</u>機児童数等の情報も実績報告書の記載事項とすべきである(意見番号48)。

【措置状況内容:平成26年9月末(措置済み)】

平成24年度より制度改正があり、児童発達支援事業については、申請により支給決定しているもので現状把握しており、利用後の進路についても把握しています。

管理番号	[11]-(2)	
回答所属	子育て支援課	
項目	児童デイサービス事業	

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書122頁】

(2)成果(アウトカム指標)の設定を検討すべき

事業管理報告書において、指標として「デイサービスを利用した実人数」が設定されている。 「実人数」は、事業を実施することによって直接発生した成果物・事業量(アウトプット)を表す 指標であるが、サービスを受ける対象者にとってどのような形でどの程度役に立っているのか を把握するためには、事業の実施により発生する効果・成果(アウトカム)を表す指標も設定す る必要があると考える。他の自治体においては、下記の指標により成果を検証されている事例 もあるので、参考にされたい。

定	昌	#	兄.	玆	١١/.	+/-1	佔
τ⊢-	\blacksquare	π	χH	4	'''	ارلا	1118

年間1回以上の利用実績のある障害者数・障害者手帳保有者数 現在、設定されている指標としてはアウトプット指標のみとなっているため、アウトカム指標の 設定を検討することが望ましいと考える(意見番号49)。

<u>·措置状況内容</u>

【措置状況内容:平成26年9月末(見解の相違)】

障害児の発達段階における療育のため、児童の個々の成長過程によって違いがあり、アウトカム 指標を示すものではないと考えております。

管理番号	[12]-(1)						
回答所属	子ども家庭課						
項目	入院助産事業						

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書123頁】

(1)滞納債権への対応方針を明文化すべき

東福祉事務所において、平成24年10月23日の調査日時点において、次の滞納債権があった。

発生日 平成23年11月30日

金額(円) 75,200円

状 況 平成23年12月20日に督促状を送付し、平成24年1月16日を延期回収期日とし

て通知したものの、未入金。その後平成24年12月に約1年経過することもあり、

催告状を送付したものの、未入金。

なお、平成24年12月末時点において回収期日を超過した債権(滞納債権)は次のとおりである。

福祉事務所名 件数 債権金額 東福祉事務所 3件 166,500円 中福祉事務所 16件 656,500円 西福祉事務所 5件 309,000円 合計 24件 1,132,000円

当債権の時効は5年間であるものの、特に滞納債権に対する督促のルール化は福祉事務所で行われていない。明文化を行うべきである(意見番号50)。

•措置状況内容

【措置状況内容:平成26年9月末(未措置)】

未収金特別対策室、各福祉事務所と連携しながら、督促のルール化を図っているところです。

管理番号	[12] -(2)		
回答所属	子ども家庭課		
項目	入院助産事業		

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書124頁】

(2)レセプト点検ノウハウを蓄積すべき

助産施設への措置を行うに際して、医療機関(市内の登録された3病院のほか、措置対象者の状況によっては本人の希望を受けて別途病院の医療機関も可能)が市ヘレセプト(医療行為ごとに報酬金額の基礎となる点数を記載している書類)の明細をもって請求し、市は請求金額を医療機関に支払っている。

しかし、医療機関から発行されたレセプト明細の記載内容を確認する市の担当者(各福祉事務所の庶務係)においては、医療行為に関する専門知識を必要とするが、医療事務に関する資格を有しておらず、専門知識を十分に確保した体制であるとはいえない。助産施設の措置に関してではないが、生活保護の医療費措置についても医療機関からの請求内容の不正水増し事件が他自治体で発生しているように、市の立場においてレセプトの正確性を確かめることは重要である。大規模の請求案件のみや、一定期間のレセプトのみを専門家にチェックさせる等の不正請求を抑制する仕組みの体制を整備することが望まれる(意見番号51)。

【措置状況内容:平成26年9月末(未措置)】

医療事務に関する専門知識を有した職員の配置等を含め、関係部局と検討してまいります。

管理番号	[13]-(1)		
回答所属	学事課		
項目	幼稚園問題検討	委員会の提言へ	の対応

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書125頁】

(1) 平成23年3月に公表した基本方針を着実に推進すべき

平成21年3月に外部有識者等で構成される幼稚園問題検討委員会が提出した「東大阪市の今後の幼稚園施策のあり方について」において、「公立幼稚園運営の効率化(統廃合)」及び「公立幼稚園保育料の引き上げ」という2つの提言が行われた。

これを受けて教育委員会が平成23年3月に「東大阪市の今後の幼稚園施策に係る基本方針」を公表しており、そこでは、①幼稚園教育の推進のため、幼稚園規模の適正化と小学校との連携強化を図る、②就園機会確保のため、幼稚園の保護者負担の適正化と公私間較差の縮小を図る、という基本方針が示されている。

上記①については、集団での遊びや学習が十分行えるように、進級によって集団が変わる可能性も含めて複数学級を設けることができる規模とすることが望ましいとされている。ところが、保育所へのニーズが高まる一方で幼稚園への入園希望者は減少しているため、ほとんどの公立幼稚園で定員割れを生じている。4歳児、5歳児とも1クラスしかない園は、平成20年5月1日時点で3園であったが(幼稚園問題検討委員会報告書に添付されている資料より)、平成24年5月1日現在においては7園に増加している。

また、②で課題とされている公私間の保護者負担の較差は次のとおりであり、私立幼稚園に子どもを通わせている保護者の負担額は公立幼稚園に子どもを通わせている保護者の負担額の約2.5倍となっている(平成23年度決算額)。なお、その要因のひとつとして、東大阪市立幼稚園の保育料は他市と比べて低いことがあげられる(政令市を除く31市のなかで3番目に低くなっている)。

現下の厳しい社会情勢等を考慮する必要はあるものの、<u>幼稚園に通う児童にとって望ましい</u> <u>幼稚園規模の実現及び保護者負担の適正化の観点から、基本方針の着実な推進を図るべき</u> である(意見番号52)。

<u>·措置状況内容</u>

【措置状況内容:平成26年9月末(一部措置済み)】

平成27年度から施行される「子ども子育て新制度」に向け、現在、東大阪版「子ども・子育て支援事業計画」を子ども子育て会議等にて策定中であります。この「子ども・子育て支援事業計画」のなかで公立幼稚園の再編整備の計画に盛り込むよう検討しております。

管理番号	[14]-(1)
回答所属	学事課
項目	公立幼稚園の運営

包括外部監査による結果及び意見

<u>【報告書127頁】</u>

1)特別な配	虐な心理	ゴレナス	周旧の	盛まる	大生 お敷	借せべき
	ノ1寸カリノよ台し	ル思くと 化バス	てこりん)[本] チレマノ	マ ハ	半田里で発	и н

公立幼稚園では保護者が望む場合には基本的に拒むことなくこれらの園児を受け入れているが、教員配置の面で必ずしも十分な受入体制が整備されているとはいえない状況にある。 具体的には、各園に特別支援教員が1名配置されているものの、特別な支援を要する園児の 有無にかかわりなく必ず配置しなければならない主任教諭がこれを兼務しており、追加で必要 となる支援の程度に応じて教員等の配置が行われているわけではない(ただし、肢支不自由 児が在籍する園には、園全体を補助するものとして、加配が行われている)。

特別な支援を必要とする園児の受け入れは公立幼稚園の重要な役割と考えられるため、職員配置ルールの設定や必要な予算措置といった受入体制の整備を進めるべきである(意見番号53)。

•措直状况内容

【措置状況内容:平成26年9月末(措置済み)】

特別な支援を必要とする園児の受け入れの際に、職員の配置が必要な場合につきましては、当該 園の園長と十分なヒアリングを実施するなかで職員の配置等を行っております。

管理番号	[15]-(1)		
回答所属	学事課		
項目	関係部局間の連	携	

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書128頁】

(1)関係部局間の連携を強化すべき

新システムへの対応に当たっては各種認定こども園の設置が認められるなど、従来の幼稚園と保育所の枠組みに大きな変革をもたらす可能性が高い。そのため、市の幼稚園のあり方について教育委員会としての見解を明確化したうえで積極的に会議に参加し、市における子育て支援という観点から、子どもすこやか部との連携を強化すべきである。なお、子どもすこやか部との連携に当たっては、事務方で協議を行うのみではなく、保育所の所長と幼稚園の園長とが交流できる機会を設けるなど、現場レベルでの交流を進めることも検討すべきである(意見番号54)。

また、各種認定こども園の所管に関連して、現在幼稚園を所管している教育委員会と保育所 を所管している子どもすこやか部の事務分担のあり方について市長公室や経営企画部などの 関係部局を含めて協議を進める必要がある。

なお、平成25年度には子ども・子育て新システムに基づく子ども会議の設置や子育て支援に関するニーズ調査が行われるため、スピード感をもって関係部局間の連携強化を進めるべきである(意見番号55)。

•措置状況内容

【措置状況内容:平成26年9月末】

≪意見54≫(一部措置済み)

平成25年4月に教育委員会、子どもすこやか部が事務局となる全庁的な組織である「東大阪市子 ども・子育て新制度推進委員会」が設置されました。

≪意見55≫(一部措置済み)

子ども子育て会議の中で公立保育所、公立幼稚園のあり方を検討するため幼保連携検討部会を立ち上げ、その中で今後の公の果たす役割が議論され、幼稚園・保育所における人事交流を図っていくことを「子ども・子育て支援事業計画」に反映するよう提言されております。

管理番号	[16]-(1)			
回答所属	学事課			
項目	幼稚園の保育料	等		

項目	幼稚園の保育料等		
	-!		
• 句括外部監督	査による結果及び意見		【報告書129頁】
	かった債権を不納欠損処理	里すべき	
		稚園の保育料等に係る滞納額	
		債権であるため、その時効期間	
半成19牛以目	前に発生した保育料等で、1 けべきである(結果番号12)。	ナでに時効にかかっているもの)については、早急に个
	<u>) ^さじめる(桁米番万14)。</u>	<u> </u>	
•措置状況内容	ta		
	→ 容:平成26年9月末(措置済み		
不納欠損処3	理につきましては、平成25年	度で実施いたしました。	

管理番号	[16]-(2)		_	
回答所属	学事課			
項目	幼稚園の保育料	等		

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書129頁】

(1)保育料等の徴収体制を見直すべき

保育料等が期限までに納付されない場合、保護者に対する督促などの回収業務は基本的に幼稚園に任せており、幼稚園を所管する教育委員会(学事課)は関与していない。担当者に理由を尋ねたところ、保護者と園の関係に配慮しているとのことであった。上記の「結果(1)」に記載しているとおり一部の保育料等は時効にかかって消滅しているが、幼稚園に子どもを預けてサービスの提供を受けている以上保育料等を支払うのは当然のことであり、また、一部の保護者が保育料等を支払わずに済むということは他の保護者との公平性の観点からも問題がある。

一義的には保護者との信頼関係を築いている園に督促などの回収業務を委ねるとしても、 学事課もその状況を適時に把握し、必要に応じて園と協力して保育料等の回収にあたるべき である(意見番号56)。

•措置状況内容

【措置状況内容:平成26年9月末(措置済み)】

幼稚園の保育料及び入園料については、保護者との関係を第一に考えて督促をする必要が有り、 幼稚園から保護者に納入を促し、納入がなされない場合は、電話連絡や家庭訪問を実施し、遠方の 場合は督促状等で納入を促しています。学事課との連携としては、「東大阪市立幼稚園入園料・保 育料の督促事務の手引き」を作成して幼稚園の督促業務を支援しており、園からの相談等に十分な 対応を行っております。

管理番号	[16]-(3)	
回答所属	学事課	
項目	幼稚園の保育料等	

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書130頁】

(2)	保育料係	免除要件を	定期的	ア確認す	ス休制	を構筑っ	ナベキ
_		[/1 7]	$\Delta \Gamma \Delta \Pi \Pi \Pi \Pi$		(2) (1)	('- 1 111 7C	7

高等学校及び幼稚園における費用の徴収に関する条例施行規則によると、「免除を行うべき理由が止んだとき」は免除の決定を取り消すことができ(第9条第1項第2号)、「免除の決定を取り消された者は、当該免除の取消しに係る保育料又は入園料の全部を速やかに納付しなければならない」とされている(第9条第3項)。

しかしながら、免除要件の変更は本人の自己申告に委ねられており、市が主体的に要件の 充足性を確認することは行っていない。平成23年度における生活保護を理由とする免除者に ついて確認したところ、年度途中で免除決定の取消対象とすべき者はいなかったが、要件の 充足性について市が定期的に確認する仕組みを構築すべきである(意見番号57)。

【措置状況内容:平成26年9月末(一部措置済み)】

生活保護を理由とする免除者についての確認につきましては、担当部局に協力いただき当該年度中に再度の確認を行っておりますが、さらに定期的に確認するよう努めてまいります。

管理番号	[17]-(1)	
回答所属	子ども家庭課	
項目	母子生活支援施	設への入所事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書131頁】

(1) 再委託業務報告書の記載を正しく求めるべき

市は公共社会福祉事業協会との間に「東大阪市立母子生活支援施設高井田ホームの管理に関する協定書」を交わしており、第21条において再委託について取り決めている(注)。当条文に対応し、平成23年度再委託申請書の提出を受け「保安警備業務」、「消防設備点検業務」の再委託の旨の報告を行っていたものの、会計業務につき再委託する旨の報告が漏れており、市側において手書きにより追加で記載されていた。公共社会福祉事業協会に対して修正を求め、提出を受けるべきであった。

<u>さらに、再委託先の業者名記入欄が空欄で記載漏れであった。市は正しく記載を求めるべきであった(結果番号13)。</u>

- (注)第21条 乙(社会福祉法人公共社会福祉事業協会)は、施設の管理業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、次の各号に規定する業務及び管理業務の一部の処理について書面により甲(市)の承認を得たときは、この限りではない。
- (1)保安警備業務
- (2)消防設備点検業務
- (3)会計業務

【猎直状况	内容: 4	4 成26年9.	月末(、措直済み)】
				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

平成25年度分の承認依頼書より記載漏れのないよう指導いたしました。

管理番号	[17]-(2)	
回答所属	子ども家庭課	
項目	母子生活支援施設への入所事業	

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書131頁】

(2)	指定	答理料	の精算の) 老う	方の	敷押な	バ行う	ベキ
\	. 4)	1111		∨ノ/T月 / 	ノケスへ	.ノ」 🗸 🗸	生生で	コナノ	```

指定管理料の精算については、「東大阪市立母子生活支援施設高井田ホームの管理に関 する協定書」第13条において取り決めがなされている(注)。平成22年度においては、当事業 は余剰が発生していた。

しかし、指定管理料の余剰分に対する留保や返還に関するルールが設けられておらず、指 定管理者の努力による余剰分であるか否かを検討したうえで、指定管理者の努力以外の要因 によるものは市へ返還するように取り決めるべきである(結果番号14)。

·措置状況内容 【措置状況内容:平成26年9月末(未措置)】

協定書第13条に基づき、精算書及び事業の実績報告書を提出するよう指導いたします。

管理番号	[17] -(3)		_		
回答所属	子ども家庭課				
項目	母子生活支援施	設への入所事業	<u> </u>		

・包括外部監査による結果及び意見 【報告書132頁】 (1) 今後の母子ホームの利便性向上の検討をさらに進めるべき 平成24年12月の調査時点での利用者数は5件(母子ホームには母子室(母子が入居する部 屋)14室あり)のみであり、利用率は高いとはいえない。この原因としては施設老朽化(当施設 は昭和24年に建築された)、和室であることが挙げられるという。さらなる母子世帯の利便性を 向上させるための検討が必要と考える(意見番号58)。

·措置状況内容 【措置状況内容:平成26年9月末(未措置)】

高井田ホームは、施設の老朽化が進み、居住環境の整備も必要となることから、現在、市として廃 止も含めた検討を行っているところです。

管理番号	[17]-(4)	
回答所属	子ども家庭課	
項目	母子生活支援施設への入所事	業

・包括外部監査による結果及び意見
(2)利田老角担会の規拠な明確にすべき

【報告書132頁】

(2)小川川田 民事工の八氏派での小鹿によ	

入居利用者においては、水道代月額2,400円、ガス代750円、お風呂代4,200円(子どもが中 学生の世帯は4,800円)を負担することとされ、公共社会福祉事業協会は利用者から徴収して いる。

しかし、これらの利用者負担金の根拠は明確になっていない。

実際の光熱水費の支出状況を分析したうえで、利用者負担金のあるべき金額を設定するよ う、市は公共社会福祉事業協会を指導すべきである(意見番号59)。

・措置状況内容 【<mark>措置状況内容: 平成26年9月末(措置済み)】</mark>

(福)公共社会福祉事業協会と協議を行い、ガス代については1世帯1か月の定額料金とするなど 利用者負担金の根拠資料を明文化いたしました。

管理番号	[18]-(1)	
回答所属	子ども家庭課	
項目	母子寡婦福祉資金の貸付事業	

	【報告書133頁】
(1)サービサーへの複数年委託の検討	
市は滞納した貸付金の回収業務をサービサーへ平成23年度から委託しているしかし、当該契約は単年度で契約を交わしている。サービサーへの委託契約が	ド単年度契約
であると長期間の粘り強い交渉ができず、回収の効率性が下がる懸念がある。複又は契約事務として単年度契約であっても複数年契約を前提として契約業者を	
の方法でサービサーを選定すべきである(意見番号60)。	

·措置状況内容 【措置状況内容:平成26年9月末(措置済み)】

継続した取組みによる効果を考慮し、平成23年度に引き続き24年度、25年度も同じサービサーと 随意契約することで、滞納額の減少を図りました。

管理番号	[19]-(1)		_
回答所属	保育課		
項目	保育課が実施し	ている補助金事業	

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書136頁】

(1)一般生活費等加算費補助金、庁費管理費補助金、施設運営調整費補助金の考え方について整理すべき

「東大阪市民間保育所運営費補助金交付要綱」に定められる各補助金の概要は次のとおりである。

上記表にある補助金の算定基準について、確認したところ、現在においてその算定基準の根拠が明確にわかる文書等は存在しなかった。また、これらの補助金の補助対象経費は、保育の実施費の交付基準を超えて支出する経費とある。保育の実施費とは、「【20】保育課が実施している委託事業」の概要に記載している民間保育所運営費委託のことであるが、これは、費目別に紐付けた支給とはなっていないため、費目別に保育の実施費の交付基準を超えた経費を算定する事は困難である。そのため、実務上は、算定基準に従った金額を渡し切りで補助しているものである。

決して少なくない金額の公費を投入している事業であることを考えると、<u>補助金の算定基準</u>の根拠については、本来、明確に文書等で残しておくべきである(意見番号61)。

また、この補助金の支給の目的は、保育の実施費でまかないきれない保育所の運営経費を市の単費で補助するものである。<u>算定基準の根拠が明確になっていない同じような目的の補助金については、算定基準の根拠を明確にし、ひとつの補助金として包括的に整理することが望ましい(意見番号62)。</u>そうすることで、補助金支給に関する事務負担も軽減され、また、補助金の支給目的の趣旨に適うものと考える。

•措置状況内容

【措置状況内容:平成26年9月末】

≪意見61≫(未措置)

ご指摘をふまえ、今後、要綱の改正を行う際には算定基準の根拠を文書等で残すようにいたします。

≪意見62≫(見解の相違)

補助金については、補助種別ごとに交付および額の判断をすることが望ましいと考えております。

管理番号	管理番号 【20】-(1)
回答所属	回答所属 保育課
項目	項 目 保育課が実施している

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書138頁】

(1)協定書と実態の乖離を是正すべき

「市立春宮保育所管理運営事業」、「市立高井田保育所管理運営事業」、「市立島之内保育所管理運営事業」の3事業につき、公共社会福祉事業協会と交わした協定書第13条は次のとおりである。

(以下において、甲は東大阪市、乙は公共社会福祉事業協会である。)

乙は支払を受けた管理経費について、協定期間終了後60日以内に精算書及び事業の実績報告書を甲に提出しなければならない

2 前項の精算の結果、その要した費用の額が管理経費の額に満たないときは、乙は当事業報告書を提出した日から起算して15日以内に、その差額を甲に返還するものとする。

上記の第13条第2項に関連して、公共社会福祉事業協会の決算書より3保育所の委託金額 (指定管理料)から事業活動支出を控除して算定したところ、平成22年度22,140千円、平成23年度29,230千円であった。このように費用額が指定管理料を下回っているが、協定書第13条第2項に規定される管理経費の精算はなされていなかった。

当該部分については、管理経費の余剰として精算するものではなく、以下を根拠として、公 共社会福祉事業協会の会計において、保育所施設・設備整備積立預金として積み立てられ ているものであり、協定書第13条における「その要した費用」であるとの説明を受けた。

「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日)(児発第299号)より抜粋 1運営費の使途範囲

- (4)・・・(略)・・・・また、この保育所施設・設備整備積立預金を同一の設置者が設置する他の保育所の施設・設備に充てようとする場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上、適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。・・・(略)・・・
- (6)・・・(略)・・・弾力運用に係る要件を満たす保育所にあっては、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立預金に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。
- ①・・・(略)・・・
- ②保育所施設・設備整備積立預金(・・・略・・・)

しかしながら、協定書第13条第2項における「その要した費用」とは、将来の施設整備のための「保育所施設・設備整備積立預金積立金」への積立支出分まで認めるとは解釈でき難い。 指定管理料の精算については、現状を整理したうえで、実態に沿った協定書の改定が必要である(結果番号15)。

	措置状況内容
C	措置状況内容:平成26年9月末(措置済み)】
	平成25年度の協定書より第13条(管理費の精算)条項を改定いたしました。

管理番号	[21]-(1)		_		
回答所属	保育課、福祉事務	努 所			
項目	待機児童関連の	諸問題			

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書140頁】

(1)公的施設の空き状況を確認し、待機児童解消対策の利用に努めるべき

概要に記載のとおり、待機児童数は平成24年4月時点で214人である。市では、平成25年度において開園する民間保育園4園及び既存保育所2園の増改築により、290名の定員増加を見込んでおり、数値上は待機児童数の解消を予定している。

しかしながら、平成24年4月時点の入所を希望した上で、保育所に入園できなかった児童 (待機児童に潜在的な待機児童を合算した児童数であり、いわゆる未入所児童数。)は819人 に及んでいる。

昨今の社会情勢上、女性の就労率は高まっているとはいえ、少子化傾向である点を勘案すると、保育所の新設や増改築は将来の空施設になるなどの一定のリスクを伴うものと推測する。

この点、例えば、幼稚園の預かり保育サービスの充実による解消も一案である。また、待機児 童解消対策として、公有地や公的施設の空きスペースを利用した対策を講じている自治体も 存在する。

幼稚園以外の公的施設に関しては、保育所としての最低基準の充足という壁は存在するものの、自治体が保有する公有地や公的施設の空き状況を確認した上で、その利用を検討することは、待機児童解消対策として有効な一案である。

これまで、市においては、待機児童解消対策への活用可能性を検討するために公的施設の空き状況の調査をしたことがないとのことであった。今後は、他の自治体の事例を踏まえた上で、所管課だけでなく、教育委員会等の関連部局と連携しながら、公的施設の空き状況を確認し、待機児童解消対策の利用に努めるべきであると考える(意見番号63)。

•措置状況内容

【措置状況内容:平成26年9月末(措置済み)】

国の法改正に伴い子ども子育て関連3法が成立し、市において25年度に二一ズ調査を実施しました。その結果を踏まえ、待機児童の解消については平成27年4月に向けて社会資源の有効活用をもって対応していく子ども・子育て支援事業計画を策定しているところです。

管理番号	[21]-(2)		_		
回答所属	保育課、福祉事	務所			
項目	待機児童関連の	諸問題	-		

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書142頁】

(2)入所要件の充足確認業務の実効性について再考し、在所者と待機児童の公平性を検討すべき

市においては、一年に一度、保育所の入所者について当初申請した入所選考基準に合致しているかどうかについて、書類の提出を受けて確認している。

しかしながら、当該要件確認において、当初の選考基準から外れる事例が見つかったとしても、実務上は退所を求めることはしていない。そのため、書類の未提出については、一定期限までの提出数を把握するのみであり、一定期限以降の未提出に関しては、その数すら把握はしておらず、全件回収を行っているわけではない。すなわち、市において実施している入所要件の確認業務は、中途半端な実施状況であり、また、その実効性も高くない。

実務上は、入所要件を充足しなくなったとはいえ、在所者に対して、退所を迫ることは相当に困難であると推測できるが、多数の待機児童がいる中で、入所要件を充足しないものを在所させ続けることは、公平性の観点から問題である。

公費を投入し、実施している入所要件の充足確認業務の実効性を挙げるためにも、まずは、 入所要件を充足しないものに対して、どのように対応していくべきかについて検討する必要が ある。その上で、現在実施している入所要件の確認業務については、全件回収を行い、必要 な対応を実施することを検討すべきである(意見番号64)。

•措置状況内容

【措置状況内容:平成26年9月末(未措置)】

平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度に向け、入所要件の見直しを検討しております。現在の入所要件の確認業務に対しては、福祉事務所と連携・調整しながら、全件回収を目指してまいります。

管理番号	[22]-(1)			
回答所属	保育課			
項目	保育所における保育	こおける保育料		

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書143頁】

(1)保育料の見直しを検討すべき

保育料については、「保育の実施による費用の徴収に関する条例」により平成3年12月に定められており、本市の保育料は、前年度国基準の72.5%で設定されている。72.5%の根拠としては、設定当時における本市の保護者の税の情報や子どもの出生率、他市の状況も勘案し策定しているとのことであったが、書面等の形として現在は残されてはいなかった。また、平成3年12月に、72.5%の設定基準を設けてから、かなりの年数が経過しており、その間、他市比較を実施するなど、現在の保育料が実態に照らして、合理的であるかについての検討を行っていない。

ここで、第2【3】4の近隣市比較を考察すると、所得税課税世帯については、3歳未満時、3歳児、4歳以上児の保育料は、他市と比較して低い水準であることがわかる。さらに、3歳児、4歳以上児の保育料については、所得税課税世帯の階層区分に対する保育料の設定は他市と比較して大括り(区分が荒い)である。

また、第2【3】4(3)③を参照すると、保育所事業に対する平成23年度における市の一般財源からの財政負担額は約60億円であり、決して少ない金額とは言えないものである。

以上より、受けている保育サービスに応じた負担を求めるという点から、現在の保育料が妥当な基準であるかどうかを見直す必要があると考える。また、その設定基準の理由は重要なものであり、保存年限に限らず、文書等の形で保管しておく事が望ましいと考える(意見番号65)。

	##	罢	44	沿	ᇤ	숬
•	40	旧	41	: 777	IN	\sim

【措置状況内容:平成26年9月末(措置済み)】

平成27年4月からの子ども子育て支援新制度の移行に併せ、保育料基準を検討し整理を行っているところです。

管理番号	[22]-(2)		
回答所属	保育課		
項目	保育所における	保育料	

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書144頁】

(2) 過年度の未収保育料の徴収方法を確立すべき

認可保育所における徴収状況の3ヵ年推移は下記のとおりである。

平成22年度の包括外部監査において、未収金の回収状況については指摘を受けている。 当該指摘を受けて、市の未収金特別対策室に債権自体を移管して、平成23年7月から10月までの4ヵ月間において徴収業務を実施した。なお、この時、過年度未収金の徴収対象としたのは、滞納上位88件の49百万円であり、この内、平成24年3月末時点において納付に至った金額は5.5百万円である。

現状は保育課内において、3名体制で未収保育料の徴収に当たっているが、実務として現年度の未納対応に追われていることから、過年度未収金に対して、積極的な徴収業務は行えていない上に、未収金特別対策室と連携を行った時の徴収ノウハウ(例:給与差押え、預貯金差押え等)は生かされていない状況である。

なお、過年度の未収保育料の現状の徴収業務としては、年に三度、該当家庭に保育料催告書を送付した上で、それに対して、何ら反応のない家庭に対しては電話連絡を行っている。また、各園において納付相談を実施している。

平成23年度末における過年度未収入額は、274,247千円と決して少ない金額ではない。また、<u>確実に保育料を納付している家庭との公平性の観点から、過年度未収保育料の徴収体</u>制については、早急に確立すべきである。

平成19年8月22日に発出された「保育所保育料の徴収状況に関する調査の結果について (通知)」において、徴収に係る補助的な業務については、民間への委託は可能であることが 明記されており、保育課におけるマンパワー不足が否めないのであれば、過年度の未収保育 料の徴収業務について、民間会社の利用も今後は考慮すべきと考える(意見番号66)。

【措置状況内容:平成26年9月末(一部措置済み)】

保育料の徴収については、公平性の観点から確実に徴収すべきものであります。未収金特別対策 室とも連携を取りながら回収に努めております。

管理番号	[23]-(1)		
回答所属	保育課		
項目	公立保育所の施設整備		

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書146頁】

(1)公立保育所の老朽化対策について早急に対応すべき

概要に記載したとおり、市は、公立保育所の老朽化を問題視している。この点、平成23年度時点においては、市が保有する公立保育所14園のうち、8園においては、昭和56年5月以前の旧耐震基準のままであり、耐震診断がなされていない状況である。

これに対して市は「東大阪市市有建築物耐震化整備計画」を平成23年5月に策定している。この中で、昭和56年5月以前の旧耐震基準に基づき建設された市有建築物について、3つに分類しており、保育所に関しては、ウ. その他一般建築物として分類している。当該計画の中で、ウ. その他一般建築物に関しては、早期に耐震診断を実施し、計画的に耐震化を実施する旨を記載しているものの、耐震診断がなされていない8園について具体的な対応時期は明記されていなかった。

この点、現在、市では、耐震診断がなされていない8園に関する平成25年度中の耐震診断の計画を立案している状況であり、当該結果を受けた上で、必要に応じて、対策工事を実施する計画である。

保育所は、子どもの命を預かり、保育を行う施設として、安全性の確保は必須である。<u>市として、公立保育所の老朽化対策について、迅速かつ確実に実行することが望まれる(意見番号</u>67)。

<u>•措置状況内容</u>

【措置状況内容:平成26年9月末(措置済み)】

監査時点において未実施であった8園の耐震診断について、平成25年度中にすべて耐震診断を実施しました。平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の事業計画の中で民間園の供給量もふまえたうえで公立保育所の方向性を整理してまいります。

管理番号	[24]-(1)		_
回答所属	法人指導課		
項目	保育所に対する指導監査の実施		<u> </u>

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書148頁】

- (1) 児童福祉行政指導監査実施要綱に従い指導監査を実施すべき
- 「1. 概要」に記載のとおり、中核市である市においては、児童福祉行政指導監査実施要綱に定めるとおり、年に一度、児童福祉施設の指導監査を行う必要があり、法人指導課において、指導監査計画を策定の上、保育課職員とともに監査を実施し、その結果の概要を、市ウェブサイト上で公開している。

市のウェブサイトで公開されている「平成23年度社会福祉法人・社会福祉施設に対する指導監査結果」によると、平成23年度においては、民間保育園48園中、8園の民間保育園について指導監査を実施していない。その理由は、当初48園すべてについて、年間計画を策定していたものの、期中において法人指導課として優先的に対応しなければならない事案が発生し、平成23年度内に計画通りに指導監査を完了することが出来なかったため、とのことである。なお、平成23年度において、指導監査を実施できなかった8園に関しては、平成24年度の7月~8月にかけて、指導監査を実施している。

当該指導監査の目的は、「1. 概要」に記載のとおりであり、保育所を含む児童福祉施設等の適正かつ円滑な運営の確保を図るものである。

<u>今後は、指導監査の趣旨を鑑み、確実に年に一度の指導監査が行えるような体制を構築することが必要である(結果番号16)。</u>

<u>·措置状況内容</u>

【措置状況内容:平成26年9月末(措置済み)】

平成24年度 民間保育園48園中48園全ての指導監査を実施いたしました。

平成25年度 民間保育園52園中52園全ての指導監査を実施いたしました。

今後も児童福祉行政指導監査実施要綱に基づき、確実に年に一度の指導監査を実施できるよう 努めてまいります。